

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正案について

1 現行制度の概要

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号。）において指定されている。
- (2) また、法第 3 条第 1 項の規定により、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。
- (3) 省令においては、飼料一般の製造の方法の基準（省令別表第 1 の 1 の（2））等が定められている。

2 改正の趣旨

今般、ブロイラーを対象とする飼料以外の飼料に用いることができないと定められている飼料添加物「ムラミダーゼ」について、豚及び鶏を対象とする飼料に用いることができるよう、対象とする家畜の種類を拡大したいと、メーカーから要望があった。

当該飼料添加物の対象とする家畜の種類を拡大するために、飼料一般の製造の方法の基準を改正することとする。

〔※ 今般の省令改正に当たって、農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たところ。〕

3 改正の内容

省令別表第 1 の 1 の（2）のニのムラミダーゼを用いることができる家畜飼料の種類を改正する。

4 施行期日

公布の日

5 パブリックコメントの実施期間

令和 5 年 12 月 1 日～12 月 30 日